

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成23年11月10日(2011.11.10)

【公開番号】特開2009-165469(P2009-165469A)

【公開日】平成21年7月30日(2009.7.30)

【年通号数】公開・登録公報2009-030

【出願番号】特願2008-319695(P2008-319695)

【国際特許分類】

A 01 G 1/00 (2006.01)

【F I】

A 01 G 1/00 301Z

A 01 G 1/00 303B

【手続補正書】

【提出日】平成23年9月22日(2011.9.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

栽培容器でのみ使用するパイナップル栽培用の培地であって、

当該培地が木材チップのみからなることを特徴とするパイナップル栽培用培地。

【請求項2】

栽培容器でのみ使用するパイナップル栽培用の培地であって、

当該培地が、琉球松を破碎処理して得られた木材チップのみからなることを特徴とするパイナップル栽培用培地。

【請求項3】

栽培容器でのみ使用するパイナップル栽培用の培地であって、

当該培地が、琉球松を破碎処理して得られた、大きさが異なる木材チップのみからなることを特徴とするパイナップル栽培用培地。

【請求項4】

栽培容器でのみ使用するパイナップル栽培用の培地であって、

当該培地が、琉球松を破碎処理して得られた次の3種類(A～C)の長さと幅の木材チップのみからなり、

当該3種類(A～C)の木材チップが、それぞれ次の割合で使用されていることを特徴とするパイナップル栽培用培地。

長さ	幅	割合
A ~ 5 mm	~ 3 mm	20 ~ 30 %
B 5 mm ~ 50 mm	3 mm ~ 10 m	25 ~ 35 %
C 50 mm ~	10 mm ~	40 ~ 50 %

【請求項5】

木材チップのみからなるパイナップル栽培用の培地を使って栽培容器で栽培するパイナップル栽培において、

パイナップル苗の植付1週間後からは、2週間に1回の割合で、パイナップル栽培用培地全体に水が浸透するまで灌水し、

パイナップル結実後からは、5日～7日に1回の割合で、パイナップル栽培用培地全体に水が浸透するように十分に灌水する

ことを特徴とするパイナップルの栽培方法。

【請求項 6】

琉球松を破碎処理して得られた木材チップのみからなるパイナップル栽培用の培地を使って栽培容器で栽培するパイナップル栽培において、

パイナップル苗の植付 1 週間後からは、2 週間に 1 回の割合で、パイナップル栽培用培地全体に水が浸透するまで灌水し、

パイナップル結実後からは、5 日 ~ 7 日に 1 回の割合で、パイナップル栽培用培地全体に水が浸透するように十分に灌水する

ことを特徴とするパイナップルの栽培方法。

【請求項 7】

琉球松を破碎処理して得られた大きさが異なる木材チップのみからなるパイナップル栽培用の培地を使って栽培容器で栽培するパイナップル栽培において、

パイナップル苗の植付 1 週間後からは、2 週間に 1 回の割合で、パイナップル栽培用培地全体に水が浸透するまで灌水し、

パイナップル結実後からは、5 日 ~ 7 日に 1 回の割合で、パイナップル栽培用培地全体に水が浸透するように十分に灌水する

ことを特徴とするパイナップルの栽培方法。

【請求項 8】

琉球松を破碎処理して得られた次の 3 種類 (A ~ C) の長さと幅の木材チップのみからなり、

当該 3 種類 (A ~ C) の木材チップが、それぞれ次の割合で使用されているパイナップル栽培用の培地を使って栽培容器で栽培するパイナップル栽培において、

パイナップル苗の植付 1 週間後からは、2 週間に 1 回の割合で、パイナップル栽培用培地全体に水が浸透するまで灌水し、

パイナップル結実後からは、5 日 ~ 7 日に 1 回の割合で、パイナップル栽培用培地全体に水が浸透するように十分に灌水する

ことを特徴とするパイナップルの栽培方法。

	長さ	幅	割合
A	~ 5 m m	~ 3 m m	2 0 ~ 3 0 %
B	5 m m ~ 5 0 m m	3 m m ~ 1 0 m	2 5 ~ 3 5 %
C	5 0 m m ~	1 0 m m ~	4 0 ~ 5 0 %

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 4 3

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 4 3】

S - 3) 分別処理

破碎片を大きさにより 3 種類に分別した (図 5) 。 (1) は、小破碎片であり、長さ 5 m m 以下、幅 3 m m 以下の破碎片を分別したものである。 (2) は、中破碎片であり、長さ 5 ~ 5 0 m m 、幅 3 ~ 1 0 m m の破碎片を分別したものである。 (3) は大破碎片であり、長さ 5 0 m m 以上、幅 1 0 m m 以上の破碎片を分別したものである。